（参考文例）　　　　　　　　平成28年　月　日

従業員各位

 歯科医院

マイナンバー利用目的通知書

平成27年10月から、住民票を有する全ての方にマイナンバーが通知され、平成28年1月以降、雇用保険、社会保険等の手続事務にマイナンバーを付与することが義務付けられました。

当院におきましても次の利用目的のため、従業員のマイナンバーを取得する必要がありますのでご協力のほどお願いします。

1.マイナンバーの利用目的

当院は、従業員及び従業員の扶養家族のマイナンバー（行政手続きにおける特定の個人を認識するための番号の利用等に関する法律に定める個人番号をいいます。）を以下の目的で利用します。

・給与所得・退職所得の源泉徴収票作成事務

・雇用保険届出・申請事務

・健康保険・厚生年金保険届出・申請事務

・国民年金の第3号被保険者の届出に関する事務

・労働者災害補償保険法に基づく請求に関する事務

２.当院へのマイナンバーの提出対象者

従業員本人のほか、その扶養配偶者や扶養親族のマイナンバーも提出が必要です。　　　いずれのマイナンバーも「平成28年分の扶養控除等（異動）申告書」に記入して提出ください。特に扶養配偶者や、扶養親族のマイナンバーについては記載に誤まりのないことを確認ください。

　　３.提出書類

　　　（１）平成28年分の扶養控除等（異動）申告書

　　　（２）従業員本人の通知カード又は個人番号カード

※番号に相違がないことを確認後、返却します。

　　　　　　※扶養配偶者や扶養親族の通知カードの提出の必要はありません。

　　 ４.提出期限　　　　　　　年　　　月　　　日